

# 徳島県における中体連主催大会へ参加可能な 拠点校部活動について

～徳島県中学校体育連盟～

## 1. 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。市町村または徳島県教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、拠点校部活動（以下拠点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

## 2. 条件

- ① (公財)日本中学校体育連盟が定める「拠点校部活動規定」(別紙)に該当している。
- ② 参加者は、徳島県中学校体育連盟が定める大会開催基準の参加資格を満たしている。
- ③ 拠点校は、徳島県中学校体育連盟に加盟している。
- ④ 拠点校としての大会参加が、徳島県中学校体育連盟に承認されている。
- ⑤ 参加申し込み手続きは当該校の校長が行う。
- ⑥ 拠点校の引率・監督は、拠点校の校長または教員・部活動指導員が行う。ただし、学校事情により、校長または教員・部活動指導員が引率できないと校長が判断した場合のみ、適切であると校長が認めた外部指導者(コーチ)が行う。

## 3. その他

- ① 拠点校での参加について、競技別に補則が必要な場合には、各専門部において協議し、評議員会で承認を得た後、会報または文書にて周知する。その後、改訂または協議の必要が生じた時には、同様の手続きにより行う。
- ② 申請は拠点校様式を利用すること。
- ③ 徳島県中学校体育連盟が定める「部活動における合同チーム編成規程」と「徳島県における中体連主催大会へ参加可能な拠点校部活動について」に則っていることを条件に、徳島県中学校体育連盟、該当競技専門部、事業主体の連携した判断により、複数校合同チームと拠点校部活動を合わせた形での大会参加を認める。

本内容は、令和5年3月7日より適用する

令和5年6月5日一部改訂

令和6年5月10日一部改訂

令和7年5月9日一部改訂

# 全国中学校体育大会参加可能な拠点校部活動について

令和5年2月17日  
(公財)日本中学校体育連盟

すべての中学生に運動やスポーツの楽しさ・喜びを味わわせる機会を保障するために、全国大会に出場することができるように道を開くとの観点から、拠点校部活動について以下のように整理する。

## 1 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、区市町村教育委員会または都道府県教育委員会、区市町村中学校長会または都道府県中学校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、区市町村立中学校・義務教育学校とする。

## 2 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

## 3 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

## 4 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

### (1) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、拠点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

### (2) 大会等への参加

登録については（拠点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、拠点校が対応する。

### (3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

### (4) 安全管理

- ・在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・在籍校及び拠点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。